

# 農業者が「収入保険」に 加入すべき 3 つの理由！

## ① 全ての品目、様々なリスクによる収入減少が対象

▶ほかの制度ではカバーできなかった品目、収入減少理由もカバー

## ② 保険料、積立金に国から補助

▶掛け捨て保険料の 50%、積立金の 75%を国が補助

## ③ 保険料、事務費に村が補助

▶掛け捨て保険料、事務費の加入者が負担する金額の 20%を村が補助

※加入するには青色申告を行っていることが要件です。

基準収入の 9 割を下回った場合に、下回った額の 9 割を上限に補てんします。

保険料は掛け捨てとなり、保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。積立金は、自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。

収入保険 農水省

検索

お問合せ先／農業共済組合 安達支所 0243-23-7777

## ③ 大玉村収入保険制度加入促進事業

収入保険加入者が負担する保険料等に対し、村が補助します。

- 補助対象者**
- ✓ 収入保険に加入し、保険料等の支払いを完了した者
  - ✓ 村内に住所を有する農業者（個人・法人）
  - ✓ 村税等の滞納のない者

- 補助率**
- ✓ 加入者が負担する保険料（掛け捨て）、事務費の 20%

お問合せ先／役場産業課農政係 0243-24-8107

## ※青色申告

収入保険に加入できるのは青白申告を行っている農業者です。

加入申請時に青色申告の実績が 1 年分あれば加入できます。

令和 4 年分の農業所得から青色申告を開始した場合、令和 6 年 1 月からの収入保険に加入できます。

最高で 65 万円の特別控除等のメリットもあります。

収入保険 農水省

検索

お問合せ先／二本松税務署 0243-22-1192

## 農作業時の稲わら焼却に関するご理解・ご協力について

本村においては、現在、米の収穫時期を迎え、稲刈り作業が行われております。

稲刈り後は、稲わらを焼却することもあります。焼却するには理由があります。

- ・焼却することで灰が肥料になる
- ・害虫の駆除
- ・雑草の駆除 等

稲刈りが終われば、すぐに来春の田植えの準備が始まっていることとなります。

ただし、住宅地においては洗濯物や交通に支障をきたす煙害が発生することもあります。

互いに理解・協力し合い、住みよい環境作りに心掛けていきましょう。

### 稲わら焼却に関するお願い

#### 【農家の皆様へ】

- ・稲わらを燃やす際には、周りの環境を考慮した上で、注意を払って作業にあってください。
- ・水田土壌の有機成分を保持するため、なるべくすき込みをするようにしてください。
- ・風が強い日は、焼却作業を控えてください。

#### 【地域住民の皆様へ】

- ・稲刈り時期は、稲わらを焼却することもありますので、洗濯物はできるだけ室内に干してください。
- ・風向きによっては、家の中にも煙が入り込むこともありますので、網戸のままにしないようにしてください。